

# 全日本手をつなぐ育成会速報 No.30

2010年4月1日

桜の開花宣言が発表されました。しかし、三寒四温といいますか、暖かい日と寒い日が繰り返し訪れています。皆様、いかがお過ごしでしょうか。

3月11日の理事会、3月24日の評議員会も無事に終わり平成22年度の事業計画が承認されました。新しい年の事業がスタートします。

中央では、精力的に「障がい者制度改革推進会議」が開催されています。毎回、担当の福島大臣は出席していますし、3月19日の会議には鳩山総理大臣も顔を出しました。育成会としても、毎回、意見書を提出しながら対応していますが、今後の推進会議の動向には注目する必要があります。

2月25,26日に権利擁護セミナーとリーダーシップセミナーを開催し、3月18,19日には障害認識プロジェクト「ファシリテーター養成講座」を開催しました。全国から多くのより若い年代の方々の参加をいただき、活発な刺激のあるセミナーを開催できることを喜んでおります。

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長 副島 宏克

## [1] 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

2月24日に本年度最後の「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」が行われました（全日本育成会からは副島理事長が出席）。平成20年7月から21回にわたり審議をして、今回、「審議経過報告」としてまとめられ発表されました。（審議経過報告（概要）を添付）

内容は、①特別支援学校における現状と課題、②早期からの教育支援、就学指導、③小・中学校における特別支援教育の現状と課題、④学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力についてです。

現在、「障がい者制度改革推進会議」でも、インクルーシブ教育システムの構築という「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた制度改革で議論されました。まだ、その結論は出ていませんが、制度改革推進会議の進み具合が気になるところです。

## [2] 労働政策審議会障害者雇用分科会

去る3月30日に「第44回労働政策審議会障害者雇用分科会」が開催されました（全日本育成会から副島理事長の代理として大久保常務理事が出席）。

議題は、「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する中間的な取りまとめ（案）について」と「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について」です。

「中間的な取りまとめ（案）」については、権利条約に基づく差別の禁止等における「障害者の範囲」や「障害を理由とする差別の禁止」、「職場における合理

的配慮」、「権利擁護（紛争解決手続）の在り方」に関して議論が交わされ、それを踏まえて、「中間的な取りまとめ」が作成されることになりました。

また、「省令案要綱」については、改正された障害者雇用促進法の本年7月からの施行により、重度でない短時間労働者が雇用納付金制度の対象となります。これらの障害者に対しても同制度による助成金の対象とする内容となっていました。

### [3] 障がい者制度改革推進会議の動き

3月の推進会議は、三度にわたり次の内容で開催されています。

- ・3月 1日（第4回） 雇用、障害者差別禁止法、障害者虐待防止法
- ・3月 19日（第5回） 「障害」の表記、教育、政治参加
- ・3月 30日（第6回） 障害児、医療、司法手続

いずれの会議も、事前に、各構成員に対して、障害者権利条約を基本とした視点からの論点が示され、それに対して各構成員が意見を事前に提出し、推進会議事務局がそれらを整理し、当日資料とするというかたちで進められています。なお、3月19日の会議には、鳩山総理大臣が激励に訪れています。

「雇用」では、「福祉的就労」の見方について労働者性からの問題点を指摘する声がある一方、活動や参加という意義も考慮すべきとの声がありました。現在、一部の地域で取組まれている「社会的事業所」に注目したいとの意見もありました。

「差別禁止法」、「虐待防止法」は、求める内容に若干の相違はあるものの、出席者の多くがその制定を求めていました。同様に、「政治参加」についても、障害種別により求める合理的配慮は異なるところもありましたが、それらの不十分な現状が指摘され、特に、成年被後見人の選挙権の剥奪が問題視されています。

「教育」、「障害児」では、障害種別により若干の温度差もみられました。あらゆる場面でのインクルージョンを強調する意見がある一方、知的障害や発達障害においては、その障害特性等のニーズに応じた場面も必要であるとする意見などです。

「医療」については、特に、精神医療の問題が中心となり、「司法手続」は、それぞれの障害種別に応じた合理的配慮の問題とともに、特に、知的障害のある人たちが被疑者になった場合の不利益な現状が指摘されています。

なお、「障害」の表記については、早急に見直しを求める意見は必ずしも多くないという状況でした。

4月以降の推進会議の予定は以下のとおりです。

また、自立支援法・総合福祉法（仮称）の部会については、3月を目途に先行して設置することでしたが、その準備に時間を要したため、4月12日にそのメンバーを発表する予定となっています。

- ・4月 12日（第7回） 交通と情報アクセス、建物、所得保障、福祉経済予算の確保
- ・4月 19日（第8回） 障害関係団体・関係省庁からのヒヤリング開始

# 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

## 審議経過報告(概要)

○ 特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題について、以下のとおり整理

### 1. 特別支援学校

#### ①改正学校教育法(H19年度～)への対応

- ・複数障害への対応を含めた適正配置、計画的整備
- ・センター的機能の取組推進、理解啓発、関係機関とのネットワークづくり

#### ②交流及び共同学習(副籍、支援籍等を含む)

- ・居住地校交流に係る理解啓発
- ・直接交流に係る教育課程上の位置づけ、評価、安全確保



#### ③職業教育・就労支援

- ・職域の拡大・就労に向けた教育課程の見直しや支援方法の開発推進
- ・多様な就業体験の充実(小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など)

### 2. 早期からの教育支援、就学相談・指導

○ 平成21年2月の中間とりまとめ「特別支援教育の更なる充実に向けて」において、①早期からの教育相談・支援の充実、②就学指導の在り方、③継続的な就学相談・指導の実施、④居住地の小・中学校とのかかわり、⑤市町村教育委員会等の体制整備、⑥障害者権利条約、について提言・報告

○ 特に、就学相談・指導の在り方については、今後、障害者権利条約批准のための政府全体の障害者制度改革の検討状況も踏まえつつ、更なる検討が必要

### 3. 小・中学校における特別支援教育

#### ①校内体制の整備

- ・支援の「質」の一層の充実(校長の理解促進と適切なリーダーシップ、全校的体制の構築など)
- ・特別支援教育に係る教員配置(すべての学級に発達障害の児童生徒が在籍する可能性)

#### ②特別支援教育コーディネーター

- ・研修等を通じた人材養成の推進
- ・複数配置による専門性の相互補完、組織的対応
- ・スペシャリスト配置による地域全体の推進強化
- ・校務専念のための環境整備

#### ③個別の教育支援計画、個別の指導計画

- ・必要な者に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用(実態把握、専門性やノウハウに関する小・中学校への支援、センター的機能活用、PDCAサイクルの確立など)
- ・個別の教育支援計画と類似の計画との関係整理(生涯にわたる一貫した支援の観点)



#### ④特別支援教育支援員

- ・すべての学級に発達障害等の児童生徒が在籍する可能性を踏まえた配置促進、地域格差是正
- ・人材確保や研修の在り方、教員との役割や責任分担、学生支援員の活用促進、NPOとの連携及び役割分担



#### ⑤特別支援学級、通級指導

- ・担当教員の専門性向上、児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- ・知的障害のある児童生徒、境界域の児童生徒への対応
- ・他校通級が多い実態への対応、巡回指導の促進

#### ⑥特別支援教室構想

- ・児童生徒が籍を置かない「教室」への教員配置システムの在り方
- ・必要な指導時数、在籍学級と特別支援教室との指導や責任の分担、教育課程の編成・実施・評価等の在り方
- ・特別支援教室担当教員と在籍する通常学級担当教員双方の専門性確保の在り方

## 4. 高等学校における特別支援教育

- 平成21年8月の高等学校WG報告「高等学校における特別支援教育の推進について」において、
  - ①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、
  - ③発達障害のある生徒への指導・支援の充実、④高等学校入試における配慮や支援等、
  - ⑤キャリア教育、就労支援等、について提言
- 今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組むことが必要



## 5. 特別支援教育担当教員等の専門性

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、通常学級担当教員それぞれが必要とする特別支援教育に関する知識及び理解
- 特別支援学校教諭免許状の在り方について、教員資質向上方策の見直しの動向を踏まえ要検討
- 採用、配置(人事異動)、研修等を通じた専門性の確保

### ①特別支援学校教員の専門性

- ・免許状の各教育領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性確保
- ・免許状保有率の向上、他領域の免許状取得の計画的促進
- ・教育職員免許法附則16項「当分の間」の扱い
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校間の適切な異動など)



### ②小・中学校の担当教員等(※)の専門性

- ※ 特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター
- ・各障害種の専門性を担保できる仕組み
  - ・特別支援教育の経験が少ない若手教員への支援の仕組み
  - ・個別の指導計画等の作成・活用のため、専門性のある者が支援する体制の確立
  - ・特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状取得促進のための環境醸成
  - ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校との適切な人事交流など)

### ③小・中学校通常学級担当教員の専門性

- ・特別支援教育に関する基礎的知識(障害特性、障害に配慮した指導、個別の指導計画の作成・活用など)
- ・特別支援教育のみならず、学級経営力、授業力、人間形成力など教員としての基本的資質の総合力
- ・各教科等への特別支援教育の視点を加えた授業力
- ・具体的かつ実践的な研修(教員と専門医等の連携によるケーススタディなど)

## 6. 学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力



### ①学校外の人材の活用と関係機関との連携協力

- ・各学校と地域における医療、保健、福祉、労働等との効果的かつ効率的な連携・協力
- ・外部専門家(PT, OT, ST等)の活用など教員を支えるシステムづくり
- ・学校単位での専門性担保、地域単位での支援体制の整備

### ②親の会、NPOや学校ボランティア等との連携協力

- ・新しい公共の視点を踏まえつつ、各地域における親の会、NPO、学校支援ボランティア等の活用推進
- ・NPO等の育成・支援の在り方、
- ・関係機関、親の会、NPO等との連携及び有機的なネットワークの構築